

関係機関各位

大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

平成23年(2011年)3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と、平成23年(2011年)3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震により、震度5強以上を観測した市町では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準(土壌雨量指数基準)は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、群馬県と前橋地方気象台が共同して発表している土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成23年11月11日をもって廃止することに伴い、大雨警報・注意報の暫定基準(土壌雨量指数基準)を併せて下記のとおり廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

記

1 暫定基準廃止日時

平成23年11月11日

2 暫定基準廃止市町

【通常基準の5割で運用している市町】

桐生市

【通常基準の7割で運用している市町】

前橋市、高崎市、太田市、沼田市、渋川市、中之条町、
明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

これにより、暫定基準で運用している群馬県内の市町はなくなります。

本件に関する問い合わせ先

前橋地方気象台防災業務課(027-231-1404)